

## 指定活用団体の指定に係る体制について

### 1. 趣旨

内閣総理大臣が行う指定活用団体の指定については、厳正に、かつ中立・公正な立場で実施することが求められることから、指定活用団体指定担当室を新たに内閣府本府に設け、指定活用団体の指定に関する事務を実施することとする。

### 2. 具体的な事務

指定活用団体の指定に関すること。

(公募要領の作成、公募手続、審査、指定の官報公示等を含む。)

### 3. 体制

室長 井野 靖久

参事官 岡本 直樹

その他室員

## 指定活用団体指定担当室の設置に関する訓令

〔平成30年4月24日  
内閣府訓令第9号〕

(総則)

第1条 内閣府本府に、指定活用団体指定担当室（以下「担当室」という。）を置く。

(任務)

第2条 担当室は、政策統括官（経済社会システム担当）の職務を助け、次に掲げる事務を行う。

- (1) 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）第20条第1項に規定する指定活用団体の指定に関すること。
- (2) 休眠預金等活用審議会の庶務に関すること（(1)に掲げる事務に係るものに限る。）。

(組織)

第3条 担当室に、室長、参事官、企画官及び所要の室員を置く。

- 2 室長は、担当室の事務を掌理する。
- 3 参事官は、命を受けて、重要事項の調査、企画及び立案に参画する。
- 2 企画官は、命を受けて、特定事項の調査、企画及び立案を行う。

(補則)

第4条 この訓令に定めるもののほか、担当室の内部組織に関し必要な事項は、内閣府本府の内部部局等及び沖縄総合事務局の内部組織に関する訓令（平成13年内閣府訓令第1号）第24条の規定にかかわらず、室長が、大臣官房長に協議の上、定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成30年4月24日から施行する。
- 2 担当室は、指定活用団体が指定されたときは、速やかに、廃止するものとする。
- 3 休眠預金等活用担当室の設置に関する訓令（平成29年内閣府訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「関すること（）」の下に「同法第20条第1項に規定する指定活用団体の指定に関すること及び」を加え、同条第2号中「関すること」の下に「(指定活用団体指定担当室の所掌に属するものを除く。)」を加える。